

各種窓口、制度

……………1～2P

ひとり親家庭のための
相談窓口、制度の内容と
問合せ先を
紹介しています。

母子家庭 自立支援給付金事業

……………5～6P

母子家庭のお母さんの
自立のための積極的な能力開発を
支援しています。

技術の取得、資格の取得、
これからの可能性を探してみませんか。

**あなたのやる気を
サポートします！**

Ⅱ 児童扶養手当制度

……………3～4P

Ⅲ 香川県 ひとり親家庭等 自立促進計画の概要

……………11～13P

ひとり親家庭等が自立を図り、
安心して子どもを育てることが
できる環境づくりを目指し、
平成22年3月に
計画を策定しました。

Ⅴ 母子寡婦 福祉資金貸付事業

……………8～10P

Ⅳ 母子家庭等就業・ 自立支援センター事業

……………7P

就労支援講習会等の実施、
就労情報などの提供を行っています。

何かを始めてみませんか…

ひとり親家庭のしおり

ひとり親として家庭を築いていくことになった
とき、子育てのこと、経済的なこと、様々な問
題に直面することと思います。そのようなとき
の問題解決の糸口になれば幸いです。

香川県(平成23年度)

I 各種窓口、制度の紹介

※ 父子家庭の方も利用できます。

種 別	内 容	問合せ先・窓口
相 談	福祉事務所	母子家庭、寡婦、父子家庭をはじめ、生活に困っている方、児童、高齢者、心身障害者の方々の福祉の総合窓口です。 縣市福祉事務所 →15ページ
	母子自立支援員	福祉事務所（西讃保健福祉事務所を除く）において、ひとり親家庭や寡婦の抱えている様々な問題の相談や就労支援などを行います。
	児童家庭相談窓口	子どもの養育等についての相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。また、児童虐待の連絡・相談（通告）の窓口です。 お住まいの市役所・町役場
	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター	子ども、家庭に関する問題や、女性の抱える様々な悩み事について専門のスタッフが幅広く相談に応じます。また、児童虐待の連絡・相談（通告）の窓口になり専門的に対応します。 子ども女性相談センター（児童・女性） 西部子ども相談センター（児童のみ） →15ページ
	ひとり親家庭等電話 相談事業	親自身が生活で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭等（母子・父子家庭、寡婦）の生活を総合的に支援するため、電話相談を行っています。 姉香川県母子寡婦福祉連合会 087（833）3472 →14ページ
	特別相談事業	ひとり親家庭等の心情相談から法律相談まで幅広く相談に応じ、問題解決のお手伝いをします。
	民生委員・児童委員	地域ごとに民生委員・児童委員がおり、身近なところで福祉について相談に応じます。 お住まいの市役所・町役場
	児童家庭支援センター	児童や母子家庭などの様々な悩みについての相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。また、児童養護施設「恵愛学園」と協力して夜間や休日にも対応します。 けいあい 0879(25)6067
就 労 支 援	母子家庭自立支援給付 金事業 詳細は5・6Pへ	（自立支援教育訓練給付金事業） 母子家庭の母の積極的な能力開発の取り組みを支援するため、技術を身につけるために指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の20%（限度額あり）を支給します。 （高等技能訓練促進費等事業） 母子家庭の母が生活の安定につながる資格（例：看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を支援するため、資格取得のための養成機関の修業期間の一定期間について高等技能訓練促進費を、修了時に一時金を支給します。 縣市福祉事務所 →15ページ （※実施していない市もありますのでご注意ください） 県子育て支援課
	母子家庭等就業・自立 支援センター事業 詳細は7Pへ	母子家庭の母等の就業を促進するため、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供します。また、養育費の取り決めなど専門家による相談や生活指導など、総合的に支援します。 姉香川県母子寡婦福祉連合会 087（833）3472 県子育て支援課
	母子自立支援プログラ ム策定事業	児童扶養手当を受給している母子家庭の母の自立、就労を支援するため、母子自立支援プログラム策定員が、母子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組など、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して、継続的に支援します。 お住まいの市役所・町役場 →15ページ （※実施していない市もありますのでご注意ください） 県子育て支援課
	職業能力開発	県内には公共職業能力開発施設として、4施設があり、専門知識、技能の習得のための職業訓練を実施しています。また、多様なニーズに対応するため、公共職業能力開発施設が民間教育訓練施設を活用した短期コースもあります。 お近くのハローワーク →14ページ
	たばこ小売販売業の 許可等	母子家庭の母や寡婦がたばこ小売販売業の許可を受けたい場合や公共施設に販売店を設置したいときは、優遇されることになっています。 お近くのJT営業所
	JR通勤定期の特別 割引制度	児童扶養手当を受けている世帯の方（全額支給停止の場合は対象外）が通勤に利用する定期乗車券を購入するときに、市町発行の資格証明書及び購入証明書を提出すると3割引になります。 お住まいの市役所・町役場 県子育て支援課
	児童扶養手当 詳細は3・4Pへ	ひとり親家庭で18歳未満の児童を養育している方に支給されますが、支給要件があります。
経 済 的 支 援	子ども手当	0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に支給されます。（平成23年9月まで）
	母子寡婦福祉資金の 貸付事業 詳細は8～10Pへ	母子家庭の母及び寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童及び寡婦の福祉を増進するため、修学資金など必要な貸付けを行います。 お住まいの市役所・町役場 県福祉事務所 →15ページ 県子育て支援課
	保育所の保育料免除	母子家庭等が保育所を利用する場合に、保育料を一部免除する制度があります。（所得制限あり） お住まいの市役所・町役場
	生活保護	生活に困窮する方に対し、必要な保護を行います。 お住まいの市役所・町役場
	税制上の優遇措置	母子世帯、父子世帯の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合がありますが、要件があります。（寡婦控除・寡夫控除等） 所得税・税務署 住民税…お住まいの市役所・町役場

※ 父子家庭の方も利用できます。

種 別		内 容	問合せ先・窓口	
医 療	乳幼児医療費助成	小学校就学前の乳幼児をもつ家庭の経済的負担を軽減するために、保険診療にかかる医療費の自己負担分(入院時食事療養費の標準負担額を除く。)を助成する制度です。	お住まいの市役所・町役場	
	ひとり親家庭等医療費助成	医療保険に加入している母子家庭等の母と子、父子家庭の子が必要とする医療を安心して受けられるように、医療機関などに支払った医療保険の自己負担分(入院時食事療養費の標準負担額を除く。)を助成する制度です。なお、対象は子が満18歳に達する年度末までです。平成23年8月1日から父子家庭の父等にも助成されるようになりました。		
	修 学 支 援	幼稚園の就園援助	園児の保護者等に対して、入園料、保育料の一部を援助する制度です。(所得制限あり)	お住まいの市・町教育委員会 又は在園している幼稚園
		小・中学校の就学援助	経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品、給食費、修学旅行費などの経費の一部を援助する制度です。	お住まいの市・町教育委員会 又は在学している学校
		高等学校授業料減免	〈公立高等学校〉 平成22年度から公立高等学校では授業料が原則無償になっていますが、対象とならない生徒については、経済的理由などで授業料の支払が困難と認められる場合に、授業料を免除する制度です。(所得制限あり)	在学している各高等学校
			〈私立高等学校〉 経済的理由などで授業料の支払が困難と認められる場合に、授業料が減免される制度です。(所得制限あり)	
		高等学校等の奨学金	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校高等課程に在学する生徒で、経済的な理由で修学することが困難な生徒に対する奨学金の貸付制度です。(所得制限あり)	在学している各学校
		日本学生支援機構(旧日本育英会)奨学金	大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学する学生・生徒への奨学金の貸付制度です。(学力・家計等の基準あり)	
	交通遺児育英会	交通遺児等に対する奨学金の貸付けがあります。対象者：高校生、大学生等	財交通遺児育英会 0120-52-1286	
	預 貯 金	少額貯蓄非課税制度	遺族基礎(厚生)年金、母子年金(寡婦年金)等の受給者は、元本350万円までの預貯金の利息がそれぞれ非課税になります。	銀行等金融機関
福祉定期預貯金		遺族基礎年金、児童扶養手当(全額支給停止の者を除く)などの受給者は、一般の定期預貯金金利よりも優遇されている定期預金を利用できます。	銀行等金融機関 (実施していない金融機関もありますので、詳しくは各金融機関へお問い合わせください)	
年 金	遺族基礎年金	一定期間以上加入し、保険料を納めている人(免除されている人を含む)が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻又は子に支給されます。	国民年金 お住まいの市役所・町役場 厚生年金 お住まいの地域を管轄する年金事務所等 →14ページ	
	遺族厚生年金	一定の資格要件を満たしている父などが死亡したときその人によって生計を維持されていた方に支給されます。		
	寡婦年金	国民年金の加入期間が25年以上(免除期間も含む)ある夫が老齢年金等を受けずに死亡したときに、死亡当時夫によって生計を維持され、かつ婚姻関係が10年以上継続している妻に60歳から65歳に達するまでの間支給されます。		
	国民年金の保険料免除制度	所得条件があります。		
	離婚時の厚生年金分割制度	合意分割制度(平成19年4月1日以降の離婚)と3号分割制度(平成20年5月1日以降の離婚)があり分割される対象や方法が異なります。		
生 活 支 援	日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方が技能習得のための通学、就職活動、学校等の公的行事への参加、病気等により一時的に生活援助が必要な場合には、家庭生活支援員がお手伝いします。(日時や場所によっては、派遣できない場合もあります。)	県市福祉事務所→15ページ (高松市は実施しておりません) 財香川県母子寡婦福祉連合会 →14ページ 県子育て支援課	
	子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事などによって、家庭での養育が困難になった場合等に児童養護施設等において一定の期間養育・保護します。	お住まいの市役所・町役場 (実施していない市町もあります)	
	子育てホームヘルプサービス	保護者の急病、緊急な用事などにホームヘルパーが育児や家事を一時的に援助します。		
	住 宅 支 援	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、家庭生活、児童の養育等に関する問題の解決を図るために、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。	お住まいの県市福祉事務所 →15ページ
		公営住宅における優先入居	住宅に困窮しているひとり親家庭の方が、県営住宅の入居予約登録を行うことにより、優先的に入居できるよう配慮します。 母子家庭の方は、公営住宅入居募集のとき、一般の方より有利な取り扱いを受けることができます。(申込者が配偶者のない女子で、同居親族が20歳未満の児童からなる世帯) ※父子家庭の方も対象としている市町もあります。	県営住宅…県土木部住宅課分室へ 087(832)3587 市町営住宅…各市役所及び町役場 (実施していない市町もありますので、詳しくは市町へお問い合わせください)
	放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない小学校低学年(1~3年生)を対象に、学校の空き教室や児童館を活用して遊びや生活の場を与える児童クラブが設置されています。	お住まいの市役所・町役場	
ファミリー・サポート・センター	子育て中の労働者や主婦などを会員として、子どもの預かりなどの援助を受けたい人と、その援助を行いたい人との相互援助活動です。援助対象者は実施市町へお問合せください。 ※利用には、事前の登録が必要です。	お住まいの市役所・町役場 (実施していない市町もあります)		

Ⅱ 児童扶養手当制度

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

手当が支給された方は、これをその趣旨に従って用いなければならないことになっています。

支給要件

母子家庭	父子家庭
次のいずれかに当てはまる児童を監護している母又は母に代わって養育している方（養育者）	次のいずれかに当てはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父又は父に代わって養育している方（養育者）
1 父母が離婚した後、父と生計を別にしている児童	1 父母が離婚した後、母と生計を別にしている児童
2 父が死亡した児童	2 母が死亡した児童
3 父が重度の障害の状態にある児童	3 母が重度の障害の状態にある児童
4 父の生死が明らかでない児童	4 母の生死が明らかでない児童
5 父に1年以上遺棄されている児童	5 母に1年以上遺棄されている児童
6 父が引き続き1年以上拘禁されている児童	6 母が引き続き1年以上拘禁されている児童
7 母が婚姻によらないで懐胎した児童	

注) ただし次の場合は、手当は支給されません。

- 対象児童や手当を受けようとする父若しくは母又は養育者が、公的年金や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき
- 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童が障害を有する父又は母に支給される公的年金の加算の対象となっているとき
- 児童や手当を受けようとする父若しくは母又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- 父又は母が婚姻しているとき（婚姻の届け出を出してなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます）
- 平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき。（母子家庭の場合のみ該当します。旧法による請求期限の時効が成立しているため）

手当月額

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人	41,550円	41,540円～ 9,810円
2人	46,550円	46,540円～ 14,810円

注1) 3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

注2) 一部支給額は所得により10円単位で減額されます。

注3) 所得により手当の全部が支給停止される場合があります。

所得制限限度額

前年の所得が、下表の額以上の方は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部又は全部が支給停止になります。

扶養義務者の所得が所得制限限度額以上になると、その年度の手当の全部が支給停止になります。扶養義務者とは、同居している受給者の父母・兄弟・姉妹・祖父母・子等のうち、最も所得の高い人をいいます。

扶養親族の数	平成22年分所得の所得制限限度額（ ）書きは給与所得者の場合、所得に対応する収入額です		
	請求者本人		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円（ 920,000円）	1,920,000円（3,114,000円）	2,360,000円（3,725,000円）
1人	570,000円（1,300,000円）	2,300,000円（3,650,000円）	2,740,000円（4,200,000円）
2人	950,000円（1,717,000円）	2,680,000円（4,125,000円）	3,120,000円（4,675,000円）
3人以上	以下所得については380,000円ずつ加算		

限度額に加算されるもの

①請求者本人の場合 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき15万円

②孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき6万円（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く）

所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－下記の諸控除－80,000円（社会保険料相当額）＋養育費の80%
各種控除額

障害者控除	270,000円	医療費控除	住民税で控除された額
特別障害者控除	400,000円	配偶者特別控除	
勤労学生控除	270,000円	小規模企業共済等掛金控除	
寡婦・寡夫控除（一般）	270,000円	寡婦・寡夫控除（一般・特別）については、受給資格者が児童の母又は父の場合は控除対象となりません	
寡婦・寡夫控除（特別）	350,000円		

Ⅲ 母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭のお母さんは、職に就いていた人ばかりではなく、専業主婦であったために、就職に際して十分な準備のないまま生活のため働かなければならず、生計を支えるのに十分な収入を得ることが困難な方が多いのが現状です。そこで、技術を身に付けるための通信教育や養成機関への通学、資格取得のための2年以上の修業など、個々の母子家庭のお母さんの積極的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とした給付金です。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の20%（4千円以上で10万円を上限）が支給されます。

対象者(要件)

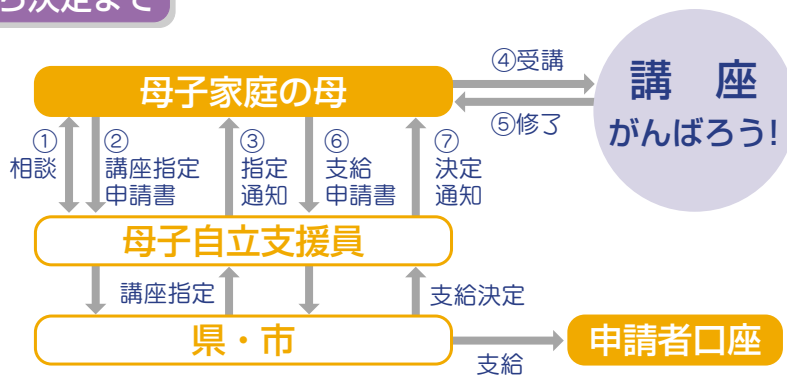
- 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準の母子世帯であること
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- 教育訓練を受けることが適職につくために必要であること
- 受講前に母子自立支援員に相談があった者であること
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

対象となる講座

自立支援教育訓練給付金事業の対象となる講座は、次のとおりです。

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- 就職に結びつく可能性の高い講座 ※全てが対象ではありません。事前に確認してください。

申請から決定まで



必要書類

講座指定申請に必要な書類

- 受講対象講座指定申請書
- 戸籍謄（抄）本：母子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 教育訓練給付金支給要件回答書

支給申請に必要な書類

- 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- 戸籍謄（抄）本：母子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 受講対象講座指定通知書
- 教育訓練施設の長が発行する教育訓練修了証明書
- 教育訓練経費にかかる領収書

注意!

受講前の相談が必要です。既に開始している講座については、対象講座であっても支給対象にはなりません。最寄の福祉事務所の母子自立支援員に必ずご相談ください。

(2) 母子家庭高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上*養成機関（通信教育を含む。）で修業する場合に、修業期間の一定期間について、「高等技能訓練促進費」を、また、修業期間修了時に「入学支援修了一時金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。（平成23年度末までに修業を開始した方については、修業期間の全期間について「高等技能訓練促進費」が支給されますが、平成24年度以降に修業を開始した方については、パンフレット作成時において未定ですでお問い合わせください。）

給付額	訓練促進費	一時金
市町民税非課税世帯	月額141,000円	50,000円
市町民税課税世帯	月額70,500円	25,000円

*養成機関は、法律により養成機関として指定されているものに限りです。

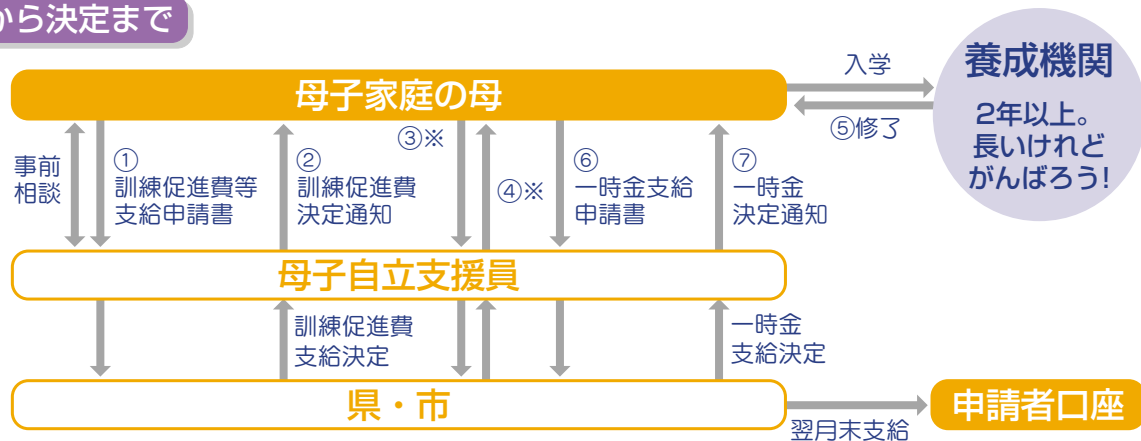
対象者(要件)

- 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準の母子世帯であること
- 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 仕事または育児と修業の両立が困難であること
- 過去に高等技能訓練促進費等を受給していないこと

対象となる資格

看護師・准看護師、介護福祉士など
対象資格については母子自立支援員にご相談ください。

申請から決定まで



- ③※課税状況等届（8月に課税状況が変わるので、7月以前からの受給者が8月以降全額支給を希望する時には、継続・増額にかかわらず必ず提出してください。）
 ④※訓練促進費支給額変更決定通知

必要書類

訓練促進費支給申請時

- 高等技能訓練促進費等支給申請書（高等技能訓練促進費に○をつける）
- 戸籍謄（抄）本：母子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 同一世帯に属する全員の市町村民税納税証明書又は非課税証明書
- 養成機関の長が証明する入校証明書

一時金支給申請時

- 高等技能訓練促進費等支給申請書（入学支援修了一時金に○をつける）
- 戸籍謄（抄）本：母子家庭であることがわかるもの**
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書**
- 同一世帯に属する全員の市町村民税納税証明書又は非課税証明書
- 修了証明書の写し（**修業開始日及び修了日の状況を証明できるものが必要です。）

注意!

訓練促進費を受給している間は、毎月、「出席状況に関する報告書」を母子自立支援員を通して県(市)に提出していただきます。提出がない場合及び出席日数が1日もない場合は、訓練促進費は支給されません。（通信制を除く。）

- ◆お問い合わせ先 ……………
 お住まいの市福祉事務所・県福祉事務所・小豆総合事務所の母子自立支援員へ

Ⅳ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭のお母さん等の自立のためには、就業機会の確保は極めて重要です。しかし、近年の厳しい経済状況の中、就業経験の不足や子育てとの両立、さらには雇用する側の理解不足などにより、母子家庭のお母さん等を取り巻く雇用環境は一段と厳しい状況にあります。

県では、母子家庭のお母さん等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を財団法人香川県母子寡婦福祉連合会に委託して実施しています。

対象者

県内に居住する母子家庭の母及び寡婦

(3)就業情報提供事業、(4)母子家庭等特別相談事業については父子家庭の父を含みます。ただし、(3)就業情報提供事業については、高松市は実施していません。

事業内容

(1) 就職支援セミナーの実施

就業経験がなかったり、経験はあっても専業主婦であった期間が長く就業に不安感を持つ母子家庭のお母さん等が、就職の準備に当たって必要となる基礎知識等を習得するためのセミナーを実施します。

(平成23年12月 実施予定)

(2) 就業支援講習会の実施

就業に結びつく可能性の高い技能、資格を取得するための就業支援講習会を実施します。

- ①訪問介護員（ホームヘルパー）2級養成講習会（平成23年11月～12月 実施予定）
- ②パソコン講習会（初級者コース）（平成23年10月 実施予定）
- ③パソコン講習会（経験者コース）（平成24年1月 実施予定）

(3) 就業情報提供事業

- ハローワーク等との連携による求人情報等の収集・提供など一貫した就業支援サービス
- 求職者の情報登録（バンク事業）

(4) 母子家庭等特別相談事業

養育費の取り決めや履行確保、消費者金融や悪徳商法など、法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため弁護士相談を実施しています。

(財)香川県母子寡婦福祉連合会では、次の事業も行っています。

(1) ひとり親家庭等電話相談事業（自主運営）

ひとり親家庭は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日に気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施しています。

(2) 日常生活支援事業（委託）

ひとり親家庭の父母及び寡婦が技能取得のための通学、就職活動、学校等の公的行事への参加、病気等により一時的に生活援助が必要な場合、または、母子家庭、父子家庭となって間がなく日常生活に支障のある場合に家庭生活支援員を派遣します。

※日時や場所によっては、派遣できない場合もあります。

※費用は一定の所得以上のときは、有料となります。

※高松市以外の方が対象です。

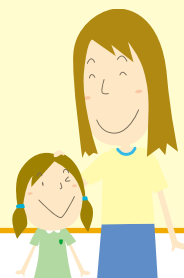
(3) 母子自立支援プログラム策定事業（委託）

児童扶養手当を受給している母子家庭のお母さんの自立、就労を支援します。

プログラム策定員が母子自立支援員及びハローワークと連携し、個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定して、きめ細やかな支援を継続的にを行います。

※郡部にお住まいの方が対象です。

※市部にお住まいの方は、市福祉事務所にご相談ください。



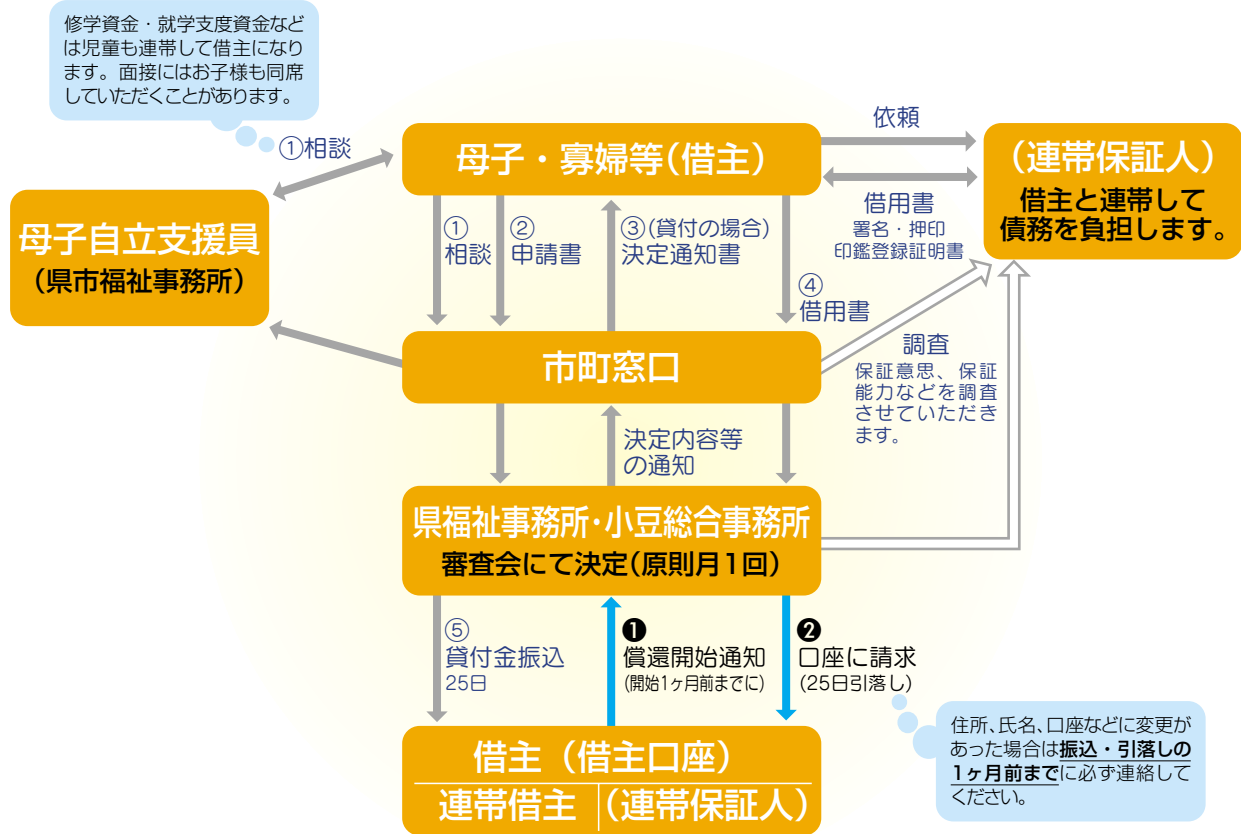
◆お問い合わせ・相談窓口

(財)香川県母子寡婦福祉連合会 TEL 087-833-3472

V 母子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭等及び寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するため、次のような貸付制度があります。この貸付制度は、長い間母子家庭及び寡婦の方々の信頼と誠意で続けられてきました。償還金が、次に借りたい方の資金となります。

貸付金には、修学資金、就学支度資金など12種類の資金があります。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。



○申請書が提出されてから振込まで約1ヶ月～2ヶ月（事業関係の資金は長くて3ヶ月）かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。償還計画に無理がある場合、借受額の見直しをお願いしたり、場合によっては貸付できないこともあります。また、追加資料をお願いすることもあります。

○事前に相談いただかないと貸付に該当しないケースもあります。また、転宅資金は転居先で申請することになります。まずは、ご相談を！

○貸付金は必ず償還していただきます。連帯借主・連帯保証人は借主と同等の責任があります。

○納期限までに支払われなかった場合は、年10.75%の違約金をお支払いいただきます。また、平成22年4月以降の貸付契約については、2回償還を怠った場合、一括償還していただくようになりますので、ご注意ください。

申請窓口

お住まいの市役所、町役場へ

相談窓口

お住まいの市役所、町役場（郡部の方は、県福祉事務所・小豆総合事務所に直接お電話いただいても結構です。）

平成22年度 母子寡婦福祉資金貸付の概要

資金の種類		貸付限度額		利子と保証人	据置期間	償還期限 据置期間後	
事業開始資金		2,830,000		無利子 ※1	貸付けの日から1年	7年以内	
事業継続資金		1,420,000		無利子 ※1	貸付けの日から6ヶ月	7年以内	
修学資金	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	18,000	無利子 ※2	修学終了後6ヶ月	貸付期間の 3倍以内	
	高等専門学校	私立	30,000				
		国公立	21,000				
	短大 専修学校（専門課程）	私立	32,000				
		国公立	45,000				
	大学	私立	53,000				
		国公立	45,000				
専修学校（一般課程）	私立	54,000	5年以内				
就学支度資金	小学校	39,500		無利子 ※2	修学終了後6ヶ月	修学 5年以内 修業 5年以内	
	中学校	46,100					
	高等学校、高等専門学校、 専修学校（高等課程）	国公立	自宅				150,000
		国公立	自宅外				160,000
		私立	自宅				410,000
		私立	自宅外				420,000
	国公立大学・短大等	自宅	370,000				
		自宅外	380,000				
	私立大学・短大等	自宅	580,000				
		自宅外	590,000				
修業施設等	100,000		修業期間終了後6ヶ月				
技能習得資金		月額68,000 (特別) 816,000		無利子 ※1	技能習得期間満了後1年	10年以内	
修業資金		月額68,000 (特別) 460,000		無利子 ※2	修業期間満了後1年	6年以内	
就職支度資金		100,000 (特別) 320,000		無利子 ※2※3	貸付けの日から1年	6年以内	
医療介護資金		医療	340,000 (特別) 480,000	無利子 ※1	医療又は介護期間満了後6ヶ月	5年以内	
		介護	500,000				
生活資金	技能習得期間中	月額141,000		無利子 ※1	技能習得期間満了後6ヶ月	10年以内	
	医療又は介護期間中	月額103,000			医療・介護期間満了後6ヶ月	5年以内	
	生活安定貸付	生活安定貸付については合計240万円を限度とする。(生活安定期間中の養育費取得の裁判費用については、1,236,000円を限度として一括貸付け可)			貸付期間満了後6ヶ月	8年以内	
	失業貸付					5年以内	
住宅資金		1,500,000 (特別) 2,000,000		無利子 ※1	貸付けの日から6ヶ月	6年以内 7年以内	
転宅資金		260,000		無利子 ※1	貸付けの日から6ヶ月	3年以内	
結婚資金		300,000		無利子 ※1	貸付けの日から6ヶ月	5年以内	

- 注意(1)※1及び※3（母及び寡婦に係るもの）の資金の貸付を受けようとする際にはできるだけ連帯保証人を立ててください。連帯保証人は借主と連帯して債務を負担します。事業資金、住宅資金の貸付には連帯保証人2名が望ましいとされています。連帯保証人を立てられない場合は有利子（年1.5%）となります。
- (2)※2の修学資金、修業資金、就職支度資金（子に係るもの）、就学支度資金については親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。返済の義務を負うことをご了承の上申請していただきます。子が貸付を受ける場合は連帯保証人が必要です。
- (3)納期限までに支払われなかった場合は、年10.75%の違約金が徴収されます。また、2回償還を怠ったときは、一括償還していただきます。
- (4)修学資金の限度額は学年等によって異なります。
- (5)修学資金については日本学生支援機構、香川県高等学校等奨学金、香川育英会奨学金との併用はできません。

貸付対象等	必要書類	
	共通	資金別
事業を開始するために必要な経費（設備、什器、機械等購入費）	<p><借主について必要なもの></p> <p>(1) 貸付申請書 (2) 戸籍謄（抄）本 (3) 納税状況が確認できるもの (4) 貸付申請時・償還開始時の生活状況のわかるもの (5) 確認書</p> <p>※戸籍謄本（抄）本については、現在の状況（母子家庭等であること）がわかるものをご用意ください。</p> <p>※児童にかかる貸付の場合は、児童との関係がわかる戸籍謄（抄）本をご用意ください。</p> <p>この他にも、所得状況が確認できるものを添付していただく場合があります。窓口でご確認ください。</p>	<p>(6) 事業計画書（第2号様式） (7) 事業概要書 (8) 必要経費を確認できる書類（見積書等）</p>
事業を継続するために必要な経費（商品・材料等を購入する資金等）		<p>(6) 学校長の在学証明書（入学前に申請する際は、入学の予定を確認できるもの：合格通知等） (7) 必要経費見積書（特別貸付の場合） (8) 児童本人が借主となる場合は、法定代理人の同意書</p>
児童及び子の修学に必要な資金（授業料、書籍代、交通費等）		
就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金		<p>(6) 入学又は入所を許可されたことを証するもの (7) 必要経費の見積もり (8) 児童本人が借主となる場合は、法定代理人の同意書</p>
母及び寡婦が知識・技能を習得するのに必要な資金（高等学校で修学する場合も対象） ※習得期間中5年以内		<p>(6) 技能習得又は修業する施設長の証明書 (7) 必要経費見積書 (8) 児童本人が借主となる場合は、法定代理人の同意書（修業資金のみ）</p>
子が知識技能を習得するのに必要な経費 ※習得期間中5年以内		
母（寡婦）及び子が就職するために必要な資金		<p>(6) 就職先の証明書及び経費見積書 (7) 児童本人が借主となる場合は、法定代理人の同意書（就職支度資金のみ）</p>
母（寡婦）及び子が医療を受けるのに必要な経費		(6) 医師の診断書
母（寡婦）が介護を受けるのに必要な経費		(6) 負担額を証するもの
母（寡婦）が、知識技能を習得している間、医療もしくは介護を受けている間、母子家庭となつて間もない（7年未満）母の生活を安定・継続する間又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		(6) 負担額を証するもの
		(6) 医師の診断書あるいは介護費用のわかるもの
住宅の建設、購入、補修 改築、増築等に必要な経費		(6) 必要生活費が分かるもの (7) 養育費取得にかかる裁判費用を証するもの（裁判の場合）
		(6) 雇用保険受給資格者証又は、離職証明書
引越しする際に必要な住宅の貸借に必要な経費 ※転居先の窓口で申請することになります。		(6) 住宅設計計画書（第3号様式） (7) 経費見積書
		(6) 経費見積書 (7) 転宅の予定が確認できるもの（申込書など）
母子家庭の母及び寡婦が扶養している児童の婚姻に必要な経費		(6) 負担額を証するもの

(6)生活安定資金は不足分を補う補助的な資金です。生活全般の支援及び至急の支援には適当ではありません。

(7)貸付金の支払には1ヶ月～2ヶ月かかります。余裕を持ってご相談ください。

(8)個々の事情により、書類を追加していただくことがあります。ご了承ください。

(9)借財の返済など資金目的外への利用が明らかになった場合は、開始に遡って貸付を停止させていただきます。（返還金が生じます。納期限までに支払われなかった場合は、年10.75%の延滞金が徴収されます。）退学など、目的を達成できなくなった時も、その時点で貸付を停止させていただきます。（償還開始時期が早まりますので、ご注意ください。）

(10)事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、当該工事契約・着工後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

(11)現在、本資金の償還金を滞納している方や、他の公的な借入金や租税、公共料金等を滞納している方、また多重債務のある方については、新たな貸付はできません。

VI 香川県ひとり親家庭等自立促進計画の概要

計画の策定趣旨

近年、ひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなり、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面で様々な困難に直面し、心身ともに負担が大きくなっています。

香川県では、平成19年3月に「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立を促進するため、総合的に施策展開を行ってまいりました。

この計画が終期を迎えたことから、これまでの取組みや現状を踏まえ、ひとり親家庭等の自立を促進し、総合的かつ計画的な施策展開を図るため「香川県ひとり親家庭等自立促進計画（計画期間平成22年度～26年度）」を平成22年3月に策定しました。

計画の基本理念

ひとり親家庭等が自立を図り、安心して子どもを育てることができる環境づくり



計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」です。

また、香川県が平成22年3月に策定した「香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）」の個別計画として位置づけられるものです。

香川県のひとり親家庭等の現状

調査内容	母子家庭	父子家庭	寡婦
親の平均年齢	37.8歳	41.7歳	58.3歳
世帯の平均年収	175.2万円	328.8万円	242.4万円
就労している人の割合 (うち常用雇用の割合)	88.5% (44.4%)	90.3% (69.5%)	70.7% (38.4%)
子どものことで困っていること (複数回答)	進学のこと (42.2%) 養育のこと (37.7%)	進学のこと (44.1%) 養育のこと (35.2%)	
子どものこと以外で困っていること (複数回答)	①生活費のこと (61.8%) ②仕事のこと (32.0%) ③自分の健康のこと (27.2%) ③老後のこと (27.2%)	①生活費のこと (46.9%) ②仕事のこと (23.4%) ③自分の健康のこと (22.1%)	①老後のこと (37.1%) ②自分の健康のこと (36.4%) ③生活費のこと (25.0%)
行政や福祉制度への要望 (複数回答)	①日常生活支援事業の充実 (38.9%) ②住居に係る支援の充実 (29.5%) ③就労支援 (25.2%)	①日常生活支援事業の充実 (38.6%) ②医療費助成事業の充実 (30.3%) ③公的貸付金制度の充実 (21.4%)	①医療費助成事業の充実 (35.7%) ②就労支援 (21.4%) ③日常生活支援事業の充実 (20.0%)

「平成21年度香川県ひとり親家庭等実態調査結果報告書」より

施策の基本目標と具体的取組

基本目標1 相談・情報提供機能の充実

子育てをはじめとした生活や就業などに関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、情報の提供や適切な助言を行うなど相談及び情報提供機能の充実を図ります。

- ① 母子自立支援員による相談事業、母子家庭等就業・自立支援センターや財団法人香川県母子寡婦福祉連合会における相談事業など（1ページ「相談」を参照）
- ② 各種制度についてのパンフレットやしおりの作成、広報誌等による周知など

基本目標2 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、就労したり、就業に向けた職業訓練を行ったりできるよう、保育所への優先入所や生活支援などを推進します。

1 多様な保育サービスの充実

- ① 多様な保育サービスの実施と保育所優先入所の促進
- ② ショートステイ、トワイライトステイの促進やファミリー・サポート・センターの設置の促進（2ページ「生活支援」を参照）

2 放課後児童の健全育成の充実（2ページ「生活支援」を参照）

3 養育費の確保に向けた支援の促進

- ① 「養育費相談支援センター」と連携した相談や特別相談（7ページを参照）
- ② 裁判等に要する費用の貸付け（8ページ「生活資金」を参照）

4 生活支援策の充実

- ① 母子家庭等日常生活支援事業（7ページを参照）
- ② 母子生活支援施設における支援（2ページ「生活支援」を参照）
- ③ 公営住宅の優先入居（2ページ「生活支援」を参照）
- ④ 母子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金及び転宅資金の貸付け（8ページを参照）

基本目標3 就業支援体制の充実

ひとり親家庭の親等が経済的に自立した生活を送ることができるよう、ハローワークなどと連携した職業相談・職業能力向上のための取組みの支援を行うとともに、事業主の理解と協力のもと、就業機会の創出など就業に向けた支援を推進します。

1 母子家庭等就業・自立支援センター事業による支援（7ページを参照）

2 就業に関する相談

- ① 母子自立支援員によるハローワークやNPOなどと連携した相談

3 能力開発への支援

- ① 公共職業訓練事業（1ページ「職業能力開発」を参照）
- ② 就業支援講習会（7ページを参照）
- ③ 母子家庭自立支援給付金事業（5ページを参照）
- ④ 母子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金及び生活資金の貸付け（8ページを参照）

4 就業機会の創出

- ① 事業資金の貸付や適切な助言による母子家庭の母及び寡婦に対する起業支援（8ページを参照）
- ② 公共的施設における雇入れの促進や売店等の設置許可（1ページ「就労支援」を参照）
- ③ 事業主等に対するひとり親家庭等の雇用に関する啓発活動

基本目標4 経済的支援の充実

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当など、ひとり親家庭等の自立を促進するための経済的支援制度についての積極的な普及啓発に努めるとともに、適正な制度の運用を図ります。

- ① 母子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供及び貸付け（8ページを参照）
- ② 児童扶養手当に関する情報提供及び給付（3ページを参照）
- ③ 母子家庭等医療費助成（2ページ「経済的支援」を参照）

基本目標5 関係機関との連携の強化

ひとり親家庭等に対する自立支援策が総合的かつ効果的に展開できるよう、県、市町、企業、関係団体等が適切に役割を分担しながら施策を推進します。

- ① 国の基本方針に即した自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的にひとり親家庭等に対する施策を展開します。
- ② 民生委員・児童委員などがひとり親家庭等に対して行う相談活動等の支援を行います。
- ③ NPOや子育てボランティア等による地域全体での子育て支援を促進するとともに、ひとり親家庭等の母子福祉団体の活動への参加を促進します。

※「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」は香川県のホームページに掲載しています。
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kgwpub/pub/cms/detail.php?id=4550>



養育費とは

- ・養育費は子どもの権利です。
- ・養育費の支払いは、別れて暮らす親と子を結ぶ絆、親子の証です。
- ・離婚によって夫婦の関係は切れても、親子の関係は切れません。
どちらの親にも子どもを幸せにする責任があります。
- ・養育費は子どもの権利であることを肝に銘じて、離婚時にしっかり決め、
子どものために継続的な支払いが続くよう、父母ともに努力しましょう。

（養育費相談支援センターパンフレットより抜粋）

養育費の取り決めや確保に悩んでいる方は、まずはお住まいの市や県の福祉事務所の母子自立支援員又は、財団法人香川県母子寡婦福祉連合会に相談してください。養育費相談支援センターでも相談できます。

養育費相談支援センター

- 1 電話相談 月～土（年末年始、祭日を除く）10:00～20:00
03-3980-4108（ご希望によりセンターが電話をかけ直して電話料金を負担します。）
0120-965-419（携帯電話とPHSは使用できませんので、上記番号におかけください。）
- 2 メール相談 info@youikuhi.or.jp
- 3 ホームページ <http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

養育費相談支援センター 検索



問合せ先、相談窓口

母子福祉団体

母子家庭の母や寡婦など、同じ立場の皆さんが集い、生活の向上を図るための自主的な団体として、財団法人香川県母子寡婦福祉連合会があり、県内各地に11の母子寡婦福祉会があります。各支部では情報交換会等を開き、会員相互の親睦を図り福祉の向上に努めています。

ご入会をご希望の方は各支部までお問い合わせください。

母子寡婦福祉会名	所在地	会長	電話番号
香川県母子寡婦福祉連合会	〒760-0018 高松市天神前4-10 白梅会館	河崎 春海	087 (833) 3472
高松支部	〒761-0443 高松市川島東町763-4	横山 知子	087 (848) 3587
坂出支部	〒762-0025 坂出市川津町6328-1	河崎 春海	0877 (45) 0879
丸亀支部	〒763-0093 丸亀市郡家町375-8	大廣 洋子	0877 (28) 5319
善通寺支部	〒765-0052 善通寺市大麻町1691	梶 イクエ	0877 (62) 7822
三豊支部	〒767-0032 三豊市三野町下高瀬962-1	前川 綾子	0875 (72) 4007
観音寺支部	〒769-1614 観音寺市大野原町萩原1587-6	阿守 美江	0875 (54) 3862
小豆支部	〒761-4101 小豆郡土庄町甲717-1	柚 満州美	0879 (62) 0514
大川支部	〒769-2904 東かがわ市坂元967	松村 久子	0879 (33) 6674
木田支部	〒761-0612 木田郡三木町氷上532	飯田サタ子	087 (898) 2924
香川支部	〒761-3110 香川県直島町2299-1	森川 幸子	087 (892) 3318
綾歌支部	〒769-0200 綾歌郡宇多津町1439	大石 孝子	0877 (49) 0686

各種電話相談

相談内容	相談電話	相談日
家庭教育上の悩みや疑問	087 (861) 4951 子育てホットライン (香川県教育委員会 教育センター)	月～金 9時～21時 土・日 13時～16時30分
青少年についての悩みや心配ごと	087 (837) 4970 少年サポートセンター (香川県警察本部 生活安全部少年課)	月～金 9時～17時
	0877 (33) 3015 中讃少年サポートセンター (丸亀警察署多度津交番)	
学校生活の悩みや心配ごと	087 (862) 4533 学校教育電話相談 (香川県教育委員会 教育センター)	月～金 9時～21時
18歳未満の子どもに関する悩みや心配ごと	087 (862) 4152 子どもと家庭の電話相談 (香川県子ども女性相談センター)	月～土 9時～21時
女性の抱える悩みや心配ごと	087 (835) 3211 女性相談電話 (香川県子ども女性相談センター)	月～土 9時～21時
性犯罪などの被害にあったとき	087 (831) 9110 性犯罪被害者専用相談電話「ハートフルライン」 (香川県警察本部 捜査第1課)	月～金 8時30分～17時

(祝日・年末年始を除く)

年金事務所

名称	所在地	電話番号
日本年金機構 高松東年金事務所	〒760-8543 高松市塩上町3-11-1	087 (861) 3866
日本年金機構 高松西年金事務所	〒760-8553 高松市錦町2-3-3	087 (822) 2840
日本年金機構 善通寺年金事務所	〒765-8601 善通寺市文京町2-9-1	0877 (62) 1662

公共職業安定所（ハローワーク）等

名称	所在地	電話番号
高松公共職業安定所	〒761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3	087 (869) 8609
しごとプラザ高松（マザーズコーナー）	〒760-0054 高松市常磐町1-9-1	087 (834) 8609
丸亀公共職業安定所（マザーズサロン）	〒763-0033 丸亀市中府町1-6-36	0877 (21) 8609
坂出公共職業安定所	〒762-0031 坂出市文京町1-4-38	0877 (46) 5545
観音寺公共職業安定所	〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6	0875 (25) 4521
さぬき公共職業安定所	〒769-2301 さぬき市長尾東889-1	0879 (52) 2595
さぬき公共職業安定所東かがわ出張所	〒769-2601 東かがわ市三本松591-1	0879 (25) 3167
土庄公共職業安定所	〒761-4101 小豆郡土庄町吉ヶ浦甲6195-3	0879 (62) 1411
財団法人21世紀職業財団香川事務所	〒760-0020 高松市紺屋町1-3 香川紺屋町ビル2F	087 (822) 2027

香川県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
香川県健康福祉部子育て支援課	〒760-8570 高松市番町4-1-10	087 (832) 3286
香川県子ども女性相談センター	〒760-0004 高松市西宝町2-6-32	087 (862) 8861
香川県西部子ども相談センター	〒763-0082 丸亀市土器町東8-526	0877 (24) 3173

福祉事務所

福祉事務所名	所 在 地	電 話 番 号	担 当 区 域
高松市福祉事務所	〒760-8571 高松市番町1-8-15	087 (839) 2353	高松市
丸亀市福祉事務所	〒763-8501 丸亀市大手町2-3-1	0877 (24) 8808	丸亀市
坂出市福祉事務所	〒762-8601 坂出市室町2-3-5	0877 (44) 5027	坂出市
善通寺市福祉事務所	〒765-8503 善通寺市文京町2-1-1	0877 (63) 6365	善通寺市
観音寺市福祉事務所	〒768-8601 観音寺市坂本町1-1-1	0875 (23) 3962	観音寺市
さぬき市保健福祉事務所	〒769-2392 さぬき市長尾東888-5	0879 (52) 2517	さぬき市
東かがわ市保健福祉事務所	〒769-2692 東かがわ市三本松1172	0879 (26) 1231	東かがわ市
三豊市福祉事務所	〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373	0875 (73) 3016	三豊市
香川県東讃保健福祉事務所	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2	0879 (29) 8253	木田郡・香川郡
香川県小豆総合事務所	〒761-4121 小豆郡土庄町洲崎甲2079-5	0879 (62) 1373	小豆郡
香川県中讃保健福祉事務所	〒763-0082 丸亀市土器町東8-526	0877 (24) 9960	綾歌郡・仲多度郡
香川県西讃保健福祉事務所	〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18	0875 (25) 3082	(観音寺市・三豊市)

町役場 母子福祉担当課

市 町 名	所 在 地	電 話 番 号
土庄町福祉課	〒761-4192 小豆郡土庄町甲559-2	0879 (62) 7002
小豆島町住民福祉課	〒761-4492 小豆郡小豆島町安田甲144-90	0879 (82) 7005
三木町住民生活課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上310	087 (891) 3303
直島町住民福祉課	〒761-3110 香川郡直島町1122-1	087 (892) 2223
宇多津町保健福祉課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881	0877 (49) 8003
綾川町健康福祉課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮299	087 (876) 1113
琴平町福祉課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井817-10	0877 (75) 6706
多度津町福祉保健課	〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町1-1-91	0877 (33) 4488
まんのう町福祉保険課	〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下430	0877 (73) 0124



香川県健康福祉部子育て支援課